

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

1 採用支援

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR	
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会等該当	部局		課名
73				1-1	町村職員採用情報発信支援	町村職員採用情報Webサイトにより、町村職員採用の情報発信を支援します。		○	Webサイトに先輩職員からのメッセージ動画等を掲載します。(動画掲載2町村、テキスト掲載5町村を選定)	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・「先輩職員からのメッセージ」撮影等 7月～8月 照会 8月～10月 動画撮影等	○	福島県町村会との連携による実施	総務部	市町村行政課	【ネットを活用した情報発信を！】これまでのイベント型の情報発信に加え、町村の情報をまとめて継続的に発信できるWEBサイトで町村職員の魅力を積極的に発信しましょう！
74				1-2	町村職員採用合同説明会・町村職員就職セミナー開催	町村職員採用のため、合同説明会や就職セミナーを開催します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・合同説明会 2月 照会 5月 説明会 ・就職セミナー 12月 照会 2月～ 就職セミナー	○	就職セミナーはオンラインによる実施	総務部	市町村行政課	【町村の情報発信力を強化！】町村が集結！一緒に説明会や就職セミナーを行い職員採用につなげましょう！
75				1-3	町村職員インターンシップマッチング支援	町村の仕事を知りたい学生等に対して、役場見学型のインターンシップ事業を実施します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 5月 照会 7～8月 実施	○	オンライン(Zoom)による実施	総務部	市町村行政課	【町村の仕事の魅力を伝える！】インターンシップは職員採用の鍵！町村の紹介や役場内の様子を見てもらうオンライン 役場見学ツアーを実施します！
76			スケジュールの変更	1-4	専門職採用支援	・専門職採用のため、業務セミナーを開催します。 ・希望する町村とともに大学等を訪問し、リクルート活動を行います。		○	・専門職を募集している(募集予定の)町村 ・大学等訪問に係る旅費の町村負担あり	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・業務セミナー 12月 照会 2月 実施 ・専門職共同リクルート活動 訪問日程及び訪問先が決まり次第、照会	○		総務部	市町村行政課	【専門職の採用へ！】一緒に業務セミナーや大学等訪問を行い、専門職(土木職、保健師)採用につなげましょう！

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

2 研修

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR	
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局		課名
66				2-1	橋梁点検研修会	道路橋の点検業務の実績がある建設コンサルタントを講師として、道路橋の点検・診断技術を学ぶ橋梁点検研修会を開催します。		○		支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。		○	土木部	道路管理課	市町村が管理する道路橋は数が多く、維持していくには適切な点検・診断が欠かせません。橋の構造についての基本知識から、点検・診断に必要な知識及び技能まで習得できるような研修会となっていますので、是非ご参加ください。
68				2-2	土木及び建築行政に必要な専門知識習得支援	土木部専門研修のうち市町村が希望する研修コースに市町村職員が参加し、専門知識の習得を支援する。		○	○	委託先である(一財)ふくしま市町村支援機構が、土木部専門研修の開催に合わせて随時照会しますので、照会元に申し込み下さい。		○	土木部	技術管理課	インフラの整備や維持管理などの土木・建築行政の執行には、専門知識が必要不可欠となります。各市町村の実態に応じて、土木部専門研修をうまく活用し、適切かつ効果的な土木・建築行政を進めていきましょう。
78		○	対面開催だけではなく、オンライン開催も選択可とした。	2-3	法制執務研修会	文書法務課職員を講師とし、法制執務又は政策法務の基本研修を対面又はオンラインで開催します。		○	○	個別対面開催は5市町村程度とし、それ以上はオンライン共同開催等に対応します。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。			総務部	文書法務課	そうなんだ！条例で定めるもの、規則で定めるものの違いや制定に当たっての留意点など、法制執務上の疑問に答えます。
79				2-4	会計事務研修	地方公共団体としての会計事務の基本的な進め方についての研修を開催します。			○	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。			総務部 出納局	市町村行政課 審査課 各地方振興局企画商工部市町村支援課(及び出納室)	業務量が増大する一方、職員は増えない、若手職員に会計事務を指導するにも時間がない！そんな悩みを解決します。
82				2-5	会計実地検査対応への助言	要望に応じて事前に会検対応に関する研修会を実施します。		○	○	避難地域市町村又は町村に限ります。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。			出納局	出納総務課	「かいけん」って何するの？…国の会計検査院による「会計実地検査」の受検のしかたについて、初心者向けに講座を出前いたします。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

3 職員等派遣

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR	
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会等該当	部局		課名
1				3-1	市町村税滞納整理スキルアップ支援事業	・滞納整理スキルアップアドバイザー事業 対象市町村に県職員を派遣し、滞納整理に関する助言を行います。派遣期間は1～6ヶ月程度とし、対象市町村の課題に応じます。 ・滞納整理スキルアップ研修事業 滞納整理に関してテーマを絞り、外部講師等による研修事業を行います。研修事業については1～2日程度とし、参加希望の市町村を募ります。		○	1年間に3市町村程度を選定し支援します。	・税務課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月中旬 照会 5月上旬 支援先決定 6月～ 支援開始		○	総務部 税務課 市町村財政課 各地方振興局県税部 保健福祉部 国民健康保険課	税務課の職員が県内市町村を訪問し、市町村の要望に応じた期間、継続的に差押手続きや徴収要領作成に向けたアドバイスなどを行います。	
7		○	その他要件の追加、スケジュール等の変更	3-2	防災イベント等出展支援	市町村等が主催する防災イベント、防災訓練等において、マイ避難シート作成のための講習会、県が独自に開発した防災アプリ、防災VRの体験を行えるブース出展を行う（一部委託あり）。		○	25市町村程度を支援します。	年度初めに支援希望にかかる照会を行います。		○	危機管理部 危機管理課	市町村等が主催する防災イベント、防災訓練等において、より住民に対して、防災啓発していくために、県がブース出展して体験コーナーや避難計画作成のための講習会を行いますので、是非ご活用ください。	
11				3-3	マイ避難推進講習会	主に災害リスクエリアにある町内会、行政区等各種団体に対し、マイ避難推進員または防災士が家庭等における避難計画（マイ避難シート）作成のための講習会を実施します。		○		・支援担当課に、随時お申し込みください。			危機管理部 危機管理課	行政区長会など、地区の代表者が集まる会議等でもぜひ活用ください。避難計画は紙ベース、県防災アプリでの作成の両方に対応可能です。	
13		○	メニュー拡充、スケジュールの変更	3-4	ICTアドバイザー派遣	市町村のICTへの取組を推進するため、専門家を派遣し解決策の提案を行います。なお、デジタル人材の育成に特化した支援メニューを新設します。		○	市町村からの要望を反映した既存メニューに加え、デジタル人材の育成に特化した支援メニューを新設します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月下旬～		○	企画調整部 デジタル変革課	・DXの推進にあたって困りごとはありませんか？ ・専門家がヒアリングにより課題を明らかにし、解決をお手伝いします。	
16				3-5	消費生活相談体制強化支援	・相談員を設置している市町村の窓口の県の相談員を派遣して巡回訪問等による支援を行います。 ・消費生活相談窓口の強化等を検討している市町村に訪問し支援を行います。 ・新任の相談員に対して、OJT研修を行います。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。 【照会スケジュール】 3月中旬 調整 3月下旬 支援先決定 4月から支援開始		○	生活環境部 消費生活課	消費生活相談員を配置した市町村窓口への支援が中心ですが、相談員のいない市町村窓口行政職員などへの支援も可能ですので、ご相談ください。	
17				3-6	埋蔵文化財調査技術協力	市町村埋蔵文化財調査等に係る技術協力・支援を行います。 （表面調査、試掘・確認調査、小規模な本発掘調査、資料整理・報告書作成、出土遺物の整理・保管、出土物の展示等）		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 2月中旬 照会 3月中旬 支援先決定 4月～ 要望時期に応じて随時支援開始	市町村の費用負担は派遣職員の旅費		○	教育庁 文化財課	遺跡の調査、対応、展示の仕方など、埋蔵文化財保護でのお困りごとについて、ぜひ御相談ください。
18				3-7	文化財保存支援事業	市町村に存在する文化財の保存等の技術的支援を行うため、各担当が市町村の相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によっては県の担当者や専門的な知識を持った専門家が現地に赴いて指導助言を行います。		○	文化財に関する専門的な知識を持った専門家を派遣する場合、その報償費や旅費等は市町村から支出してもらうことが必要になる。	・希望する保存等の技術的支援の具体的な内容をメール等で送り、申し込みください。	市町村の費用負担は派遣職員の旅費			教育庁 文化財課	県内の文化財保護のため、ぜひ積極的に御相談ください。
25				3-8	消費者安全確保地域協議会（見守り体制）設置支援	県の担当者が市町村へ外向き、設置要綱の策定の助言や関係者会議等での説明など、協議会設置に向けて支援します。		○		・支援担当課に、随時お申し込みください。			生活環境部 消費生活課	「消費者安全確保地域協議会」の設置について、それぞれの市町村の実状に即した具体的な手法を助言します。	

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

3 職員等派遣

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法			特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等	個別照会等該当		部局	課名	
29	○			3-9	やさしい日本語普及促進支援	近年、外国人住民が増加する一方で、やさしい日本語がますます重要とされることから、やさしい日本語の普及促進に向けた以下のイベント等にやさしい日本語の講師を派遣します。 ・窓口職員や外国人と関わる部署の職員を対象にしたやさしい日本語に関する研修 ・外国人と地域住民が参加する地域のイベント等において、生活オリエンテーション講座や防災に関する研修	○	○	年間12回程度実施します。	・支援担当課に、随時お申し込みください。			生活環境部	国際課	県内でも外国人住民が急増しており、今後、窓口等で外国人と対応する機会も増えていくことが想定されます。 外国人が理解しやすい、やさしい日本語を使用することにより、意思疎通が可能の場合も多くあります。 ぜひ、庁内でやさしい日本語の普及に取り組みませんか。
30	○			3-10	国際交流員等による異文化・多文化共生理解促進支援	県内の学校や、公民館などに県の国際交流員やJICA海外協力隊経験者を派遣し、国際交流員の出身国の紹介や海外協力隊として活動を中心とした「国際理解出前講座」を開催し、異文化理解、多文化共生について理解を深める事業を支援します。	○	○	年間10回程度実施します。	・支援担当課に、随時お申し込みください。			生活環境部	国際課	県内でも外国人が急増しており、外国人に日本人や地域について理解してもらうことはもちろんですが、地域住民の方に外国人について理解していただくことも必要になります。 また、国際的な人材育成のためにも、異文化理解は重要です。 異文化理解講座を通して、外国人への理解を深めましょう。
33		○	支援対象町村の拡充(2→3)	3-11	保健センター業務等支援	・県保健師を町村に派遣し、保健センター業務支援を行う。 ・保健・医療・福祉データの提供、解析など、町村の保健関係計画等の策定支援を行います。	○	○	・3町村程度を選定し支援します。 ・地方自治法に基づく派遣を想定しています。(人件費は派遣先負担)	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。		○	保健福祉部	健康づくり推進課	地域保健の取組をともに充実させ、全国に誇れる健康長寿を実現させましょう。
35				3-10	ケアプラン点検支援	・介護給付適正化に向け、主任介護支援専門員を派遣し、市町村(保険者)が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地からの助言を行います。(点検未着手の市町村優先) ・市町村が自立ケアプラン点検を継続して取り組めるよう作成した手引きの活用について、研修会を開催します。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 5月 研修会開催 5月～6月 対象市町村の選定、支援決定通知 7月～2月 市町村訪問支援 3月 まとめ、フィードバック		○	保健福祉部	高齢福祉課	・ケアプランの点検に悩んでいませんか。 ・より良いケアプランづくりのために点検方法を一緒に考えましょう
37				3-11	児童虐待対応強化支援	児童相談所OB、弁護士、精神科医等をスーパーバイザーとして市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応についての助言等を行います。 (1) 市町村要対協の会議運営に関する助言 (2) 市町村要対協における登録ケースの進行管理に関する助言 (3) 市町村の相談ケースのアセスメントに関する助言 (4) その他、県こども未来局長が必要と認めた事項	○	○	相談内容を記載した資料の事前提出が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。			保健福祉部こども未来局	児童家庭課	要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応をサポートします。
41		○	事業名の変更、御用聞き訪問の他、開発製品の出口支援を拡充	3-14	企業価値向上推進事業(ふくいるキラプロジェクト)	産学官連携チームの御用聞き訪問等により、新製品開発の促進や技術課題の解決を図るとともに、開発製品の出口支援を充実させ、新製品開発を足踏みする企業を支援する。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。	※毎月1泊2日の行程で企業訪問を実施。訪問月の2ヶ月前を目安に連絡。		商工労働部	産業振興課	県内のものづくり企業が抱える技術的課題の解決及び製品開発から販路拡大までトータルサポートいたします。
42				3-15	まちなかの賑わい等の取組に係る専門家等派遣	課題に応じて専門家やまちづくりの担い手等を派遣し、商店街や市町村等との連携した取組のためのアドバイス等を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。			商工労働部	商業まちづくり課	まちなかの賑わい等の取組を進める上で専門家やまちづくりの担い手等のアドバイスがほしいときはご相談ください。課題に応じた専門家等を派遣し、取組を支援します。
69				3-16	景観アドバイザー派遣	景観形成の推進のため、専門家を派遣して課題解決のための助言等を行います。	○	○		・市町村支援メニューの一斉照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。	支援を受けるに当たり会議室等の借り上げが必要な場合、当該借上料は市町村の負担となります。		生活環境部	自然保護課	色彩の検討や職員の研修など、景観に関することならどんなことでも活用可能です。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

3 職員等派遣

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR	
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局		課名
71				3-17	災害復旧技術専門家派遣事業	(公社)全国防災協会が実施している災害復旧技術専門家派遣制度を活用し、派遣要請のあった自治体に災害復旧技術の専門家を派遣します。 ～支援項目～ ①災害調査に関する支援 ②復旧工法に関する技術的助言 ③災害復旧に関する相談・助言(講習会の講師等)	○	○		・支援担当課へ随時申し込みください。		専門家の交通費、宿泊費等の実費は市町村の負担となります。	土木部	河川整備課	災害発生時における災害調査や復旧工法に関する技術的な支援・助言のほか、いざというときに備えた災害復旧事業に携わる職員育成のための研修会等講師としても派遣します。
77				3-18	自治法派遣・相互人事交流派遣	・「市町村等の事務処理の効率化、合理化等」に資することを目的として、県職員を市町村等に派遣します。 ・相互理解と連携の強化及び職員の資質向上を図るため、県職員と市町村職員の相互人事交流を行います。	○	○	【派遣期間】 ・一回当たりの派遣期間は2年とする。 ・派遣の継続については、市町村等の状況等を踏まえて可否を検討する。  【業務内容】 以下の業務を優先します。 ・複数市町村による連携した取組への支援 ・広域的な調整を必要とする取組への支援	・支援担当課(保健師の派遣を除く。)からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・10月上旬：翌年度の派遣要望照会(個別調整) ・11月上旬：各地方振興局経由で回答 ・3月中旬：派遣先決定 ・4月～：支援(派遣)開始	○	※係員の派遣は相互人事交流により対応することを基本とします。  ※県においても職員数は限られているため、派遣要望に添えない場合があります。	総務部	市町村行政課	県の職員を市町村等に派遣し、課題解決を支援します。
80				3-19	SDGs(持続可能な開発目標)に関する市町村職員研修等支援	支援担当課職員による基礎的な研修等	○	○		支援担当課へ随時申し込みください。			企画調整部	復興・総合計画課	SDGsは民間企業や教育現場でも活動が広がっています。SDGsを身近に感じていただけるよう基礎的な研修等を支援します。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

4 計画策定

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR	
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会等該当	部局		課名
4				4-1	市町村業務継続計画策定支援	依頼に応じて訪問等を行い、業務継続計画における重要6要素の策定方法に係る助言を行います。						危機管理部	危機管理課	業務継続計画の策定で困っていませんか？重要6要素を全て備えた業務継続計画を一緒に考えていきましょう。	
6			その他要件の追加	4-2	避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業	市町村における個別避難計画の作成支援を行います。		近年の作成数が少ない市町村を優先します。				危機管理部	災害対策課	「計画策定支援ツール」を活用しながら、訪問やオンラインによる個別支援を各市町村の状況に応じ実施します。	
8			その他要件の変更	4-3	地区防災計画作成支援事業	地域の自主防災組織や町内会による地区防災計画作成を促進するため、県職員や地域防災サポーターを派遣し、連携して計画作成に係る助言を行います。(令和4年度から実施事業)		最大40地区程度を支援します。				危機管理部	災害対策課	まち歩きやワークショップを通じて、自然災害から地域を守るための地区防災計画の作成をお手伝いします。	
9			その他要件の追加	4-4	市町村受援計画作成支援事業	大規模災害時に他の自治体から円滑な職員応援を受けるための受援計画の作成を支援するため、県職員の訪問等により計画作成に係る助言を行います。(令和3年度から実施事業)		未作成の市町村を優先します。				危機管理部	災害対策課	大規模災害が頻発しています。他自治体からの応援職員を円滑に受け入れるためには受援計画の作成が不可欠です。	
10				4-5	国土強靱化地域計画改定支援	国の国土強靱化基本計画の見直しを踏まえた国土強靱化地域計画の改定を支援するため、県職員が訪問等により助言を行います。						危機管理部	危機管理課	地域計画を改定し、行政だけでなく、地域住民や企業等の参画を図りながら、ハード・ソフト両面の対策を講じ、強くしなやかな地域を作りましょう。	
14				4-6	市町村男女共同参画基本計画策定・改定支援	計画の策定または改定に係る助言等を行います。						生活環境部	男女共生課	・男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。 ・計画を策定または改定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩み解決のお手伝いをいたします。	
15				4-7	市町村脱炭素計画策定支援事業	1 ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会の開催 浜通り、中通り、会津の3地方で計画策定に係る意見交換を開催し、各地域にあった施策の共有や、県との意見交換等を行います。 2 計画策定アドバイザーの派遣 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定、又は、改定する意向のある市町村に対し、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行います。		2の計画策定アドバイザー派遣については、全体で8市町村を予定しています。(1市町村につき、2回程度の派遣となります。)					生活環境部	環境共生課	・県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県地球温暖化対策推進計画を改定し、あらゆる主体が一丸となった取組を進めることとしており、市町村においても改正地球温暖化対策推進計画を踏まえ「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定がこれまで以上に求められます。 ・計画策定に豊富な経験を有するアドバイザーが訪問して、策定業務をサポートします。 ・策定済みの市町村では、LED照明導入等に対する補助金が活用できます。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

4 計画策定

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局	
19				4-8	総合計画策定支援	総合計画策定の支援 【支援内容の例】 ・理念(将来像)の考え方 (SDGsの取り入れ方を含む) ・主要施策の設定方法 ・指標の設定方法				支援担当課へ随時申し込みください。		企画調整部 復興・総合計画課	総合計画は、自治体における行政運営上の最上位の計画(指針)であると共に、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示す基本的な指針です。県の策定に関するノウハウを共有いたします。	
20				4-9	文化財保存活用地域計画策定支援	各市町村が文化財保存活用地域計画を策定する際に助言を行います。特に、災害発生時の文化財救援活動の手順、文化財の防災・減災のための悉皆調査の実施方法、文化財浸水ハザードマップの作成方法等について、必要な支援を行います。				・文化財保存活用地域計画の策定を検討する場合は、メール等でお問い合わせください。		教育庁 文化財課	地域の文化財を総合的・計画的に保存・活用していくための「地域計画」です。ぜひ積極的に御相談ください。	
43				4-10	商業まちづくり基本構想の策定支援	商業まちづくり基本構想の策定に当たり、必要となる作業・手続きや構想に盛り込むべき内容についてのアドバイス等の支援を行います。				・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部 商業まちづくり課	商業まちづくり基本構想策定に当たって、どう作業を進めたらよいか、どのような内容を盛り込んだらよいかなど、お気軽にご相談ください。	
54				4-11	林道施設のインフラ長寿命化対策への技術的支援	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画の立案・変更及び計画に基づく対策工事の施工における技術的助言を行います。				・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部 森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	林業の専門家として丁寧に相談に応じます。林道施設の長寿命化につながる個別施設計画を作成する際には、まずは、お気軽にご相談ください。	
63				4-12	立地適正化計画策定に係る支援	市町村決定の都市計画案件について、都市計画法に基づく協議前の段階で、技術的な助言を行います。				・支援担当課へ随時申し込みください。		土木部 都市計画課	各種都市計画の構想段階から具体的な手続きまで、技術的な支援を行います。国の動向や市町村の事例を踏まえ、的確かつ具体的なアドバイスに努めますので、是非御相談ください。	

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

5 指導・助言

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法			特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等	個別照会 等該当		部局	課名	
12	○			5-1	災害ケースマネジメント実施体制構築支援	市町村の災害ケースマネジメント実施体制を構築するため、庁内の体制づくりや、民間支援団体等との連携体制の構築について、アドバイザー派遣や県職員による助言を行います。	○	○	5市町村程度を支援します。	・市町村支援メニューの一斉照会(年に一度)の際に申し込みます。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			危機管理部	災害対策課	これまでの申請主義を前提とした被災者支援では、支援の提供漏れが生じたり、必ずしも被災者に合った支援が提供されない恐れが発生しています。被災者一人一人の事情に応じた生活再建の実現には、災害ケースマネジメントの実施が不可欠です。
21		○	その他要件・スケジュールの変更	5-2	会津大発DX人材活用実証事業	市町村と会津大学又は大学発ベンチャー企業とをマッチングし、市町村のDXや、地域課題の解決を図ります。	○	○	1団体程度を選定して支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 令和7年3月頃～		○	企画調整部	デジタル変革課	市町村とベンチャー企業の双方のニーズやノウハウ等を探りながら、有効で横展開が可能な事業を実施したいと考えています。会津大発ベンチャー企業と一緒に地域課題の解決に挑戦してみましよう。
23				5-3	移住相談のノウハウ習得支援	市町村による移住相談対応のノウハウ習得、スキル向上に向けて、ふくしま市町村等出張相談デスクを活用した際の移住相談対応を支援します。	○	○		・支援担当課に、開催希望日の2ヶ月前までに、お申し込みください。			企画調整部	ふくしまぐらし推進課	ふくしまぐらし相談センターの専属相談員が同席し、相談対応をサポートします。県外相談者のニーズ把握、相談対応のノウハウ習得のため、まずは出張相談会の開催から始めてはいかかでしょうか。
24				5-4	移住セミナー等開催支援	移住・定住促進のため、市町村が移住セミナー等を開催する際の、企画・運営を支援します。	○	○		・支援担当課に、随時お申し込みください。			企画調整部	ふくしまぐらし推進課	経験豊富なふくしまぐらし相談センターの専属相談員がセミナーの運営・企画をサポートします。県外の移住検討者に地域の魅力をアピールすることで、市町村の認知度向上、移住希望者増に繋がります。
26				5-5	ごみの削減・資源化取組構築支援事業	市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組を行政・住民が一体となって構築するため、県職員が訪問等により支援を行います。	○	○	20市町村程度を選定し支援します。	担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・4月初旬 照会 ・5月中旬 支援先決定 ・6月以降 支援開始		○	生活環境部	一般廃棄物課	ごみ減量に待ったなし合言葉は「わたしから始めるごみ減量！」  市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組づくりを支援します。
28	○			5-6	お試し移住体験のコンテンツ造成に係る助言・キーパーソンの紹介	移住を検討する方を対象としたお試し移住体験を実施する市町村に対して、県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言・相談対応におけるノウハウ提供及びキーパーソンの紹介を行います。 ※キーパーソンの紹介はふくしまと関わるRoom!サイトに掲載している方となります(https://link-fukushima.com/)	○	○		・支援担当課に、随時お問い合わせください。			企画調整部	ふくしまぐらし推進課	本県のお試し移住村事業で培ったノウハウの助言や地域で輝く100名のキーパーソンの紹介等を通じて、各市町村が実施するお試し移住体験を支援します。
31	○			5-7	野生鳥獣の被害防止を図る地域づくり支援	住民が主体となりツキノワグマ被害防止対策を実施する地域への専門家派遣などを行います	○	○	住民主体で対策を実施しようとする15地区(クマ頻出エリア、行政区単位)を選定し支援します。	・市町村支援メニューの一斉照会(年に一度)の際に申し込みます。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			生活環境部	自然保護課	野生鳥獣が出没しない環境づくりを住民が主体となって取り組む地域に対して県が支援を行うものです。
32	○			5-8	希少動植物にかかる生息情報の提供・助言	公共工事予定地における希少動植物の生息情報を提供するとともに、希少動植物が生息している場合に、専門家を派遣し、配慮の仕方について助言を行います。	○	○		・支援担当課に、随時お問い合わせください。			生活環境部	自然保護課	県では公共工事などの開発行為が希少動植物の生息に影響を及ぼすことのないように、予定地における希少動植物の情報提供や専門家派遣による助言に取り組んでいます。希少種への配慮にご理解をお願いします。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

5 指導・助言

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会等該当	部局	
38	○			5-9	介護保険法に基づく指導監督等にかかる市町村職員支援	指導監督等を行う市町村の職員を対象に、集団指導による講習会及び介護保険施設等への合同訪問による実地での指導を行います。		○	介護保険法の規定により中核市を除く	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 6月頃 集団指導による講習会 7月以降 希望市町村との介護保険施設等への合同指導	○	保健福祉部	社会福祉課	・介護保険法に基づく運営指導の実施についてお悩みはありますか？ ・より良い運営指導の実施のために、県のノウハウ等をお伝えします。
45				5-10	農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援	市町村が実施する農地・農業用施設に係る災害発生時の技術支援を行います。		○	災害工事自体の代行は行わない。	災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。	○	農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	農地や施設の復旧を速やかに行い、農家が安心して営農に取り組みできるようにしましょう。 災害発生時、まずはご相談ください。
47				5-11	農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務支援	市町村が実施する農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務において技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	農地管理課 (各農林事務所 農村整備部)	適正な維持管理と予防保全により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図りましょう。まずはお気軽にご相談ください。
48				5-12	市町村営国庫補助事業(農業農村整備事業)に係る実施設計等技術支援	市町村が実施する市町村営国庫補助事業に係る実施設計や整備工事の設計積算、現場監督等において技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	農業土木の専門家が相談に応じます。設計書の作成や現場監督にお悩みの際は、お気軽にご相談ください。
49				5-13	ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援	市町村が実施するほ場整備等基盤整備事業の新規地区掘り起こしにおいて技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	農村計画課 (各農林事務所 農村整備部)	ほ場整備事業は換地計画や営農計画の策定など、特に専門性が高く、アドバイザーが必要です。お気軽にご相談いただき、計画的な土地改良施設の改修等を進め、農業農村の持続的な発展につなげましょう。
50				5-14	森林経営管理制度業務支援	・意向調査に向けた準備や業務委託のための設計書作成支援、説明会等での森林経営管理制度に関する説明など、技術的な業務をサポートします。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	森林計画課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	森林経営管理制度を推進するため必要とする業務について、市町村の皆様と共に支援策を検討します。まずは、お気軽にご相談ください。
51				5-15	ふくしま森林再生事業業務支援	・市町村が実施する森林整備計画の策定、計画策定の際の森林所有者の合意形成(同意取得)への技術的助言を行います。 ・整備工事の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	ふくしま森林再生事業の実践を通して、森林整備に必要なノウハウを習得し、健全な森林づくりや地域の活性化につなげましょう。まずは、お気軽にご相談ください。
52				5-16	里山再生事業支援	・里山再生事業を希望する場合の地区指定の選定、事業内容等について、技術的な観点も含めて、技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	森林保全課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	里山は地域住民にとって身近な森林です。ご相談は随時受け付けていますので、まずは、お気軽にご相談ください。
53				5-17	広葉樹林再生事業支援	・市町村が実施する広葉樹林再生事業計画の策定などにおいて、技術的助言を行います。 ・事業の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込みすることも可能です。		農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	次世代のきのこ等原木林の再生を回すため、広葉樹林の整備に必要な技術的な助言を行いますので、お気軽にご相談ください。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

5 指導・助言

全体番号	新規・更新メニュー			形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会等該当	部局	
55				5-18	林道施設災害復旧への技術的支援	・災害時の情報収集、復旧方法や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。	○	災害工事自体の代行は行わない。	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	林道災害発生時の早期復旧による速やかな通行確保につなげるため、復旧方法検討や設計、監督などの技術支援を行います。まずはお気軽にご相談ください。
56				5-19	林道整備への技術的支援	・市町村が実施する林道の計画策定や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			農林水産部 森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	林道整備により、森林整備を推進し、林業の活性化につなげましょう。まずは、お気軽にご相談ください。林業の専門家として丁寧に相談に応じます。
57				5-20	防災重点農業用ため池事業計画策定支援	市町村が実施する防災重点農業用ため池事業計画策定のため、技術的助言を行うとともに、地元農家等を対象とした事業説明会開催を支援します。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			農林水産部 農村計画課 農地管理課 (各農林事務所 農村整備部)	防災重点農業用ため池の事業計画策定では、現場条件に応じた調査手法や工法の選定など専門性が高く、アドバイザーが必要です。お気軽にご相談ください。
59				5-21	建築物の再エネ・省エネ(ZEB化)技術支援	・公共施設への再エネ・省エネ導入(ZEB化)に関し、計画や設計等について技術的支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			土木部 営繕課	・建築物の整備で再エネや省エネ(ZEB化)の導入に悩んでいませんか？ ・再エネ・省エネ導入(ZEB化)の事例やノウハウについて、アドバイスします。
61				5-22	土地収用法に基づく事業認定申請の手続き支援	事業認定申請手続に関する助言を行います。	○	○		・支援担当課へ随時申し込みください。			土木部 用地室	・事業認定の手続きについて、「どんな書類が必要？」「認定までの期間は？」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。 ・事例やノウハウについて、アドバイスします。
64				5-23	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	・市町村耐震改修促進計画の見直し等について助言を行う。 ・市町村施設の耐震化に係る技術的支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。			土木部 建築指導課 (各建設事務所 建築住宅課)	・市町村耐震改修促進計画の改定や市町村施設の耐震化で困っていませんか？ ・各建設事務所の市町村耐震化支援チームが相談や技術的支援を行います。
65				5-24	市町村道の管理についての技術的支援	市町村道の管理(新設、改築、維持、修繕、災害復旧等)について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。	○	○		支援担当課へ随時申し込みください。			土木部 道路管理課 各建設事務所企画調査課	道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧等について、県土木部の専門性を活かした技術的な支援を行います。各建設事務所にご相談ください。
67				5-25	都市計画決定(変更)に係る支援	市町村決定の都市計画案件について、都市計画法に基づく県との協議前の段階で、技術的助言を行います。	○	○		・支援担当課へ随時申し込みください。			土木部 都市計画課	各種都市計画の構想段階から具体的な手続きまで、技術的な支援を行います。国の動向や市町村の事例を踏まえ、的確かつ具体的なアドバイスに努めますので、是非御相談ください。
70				5-26	用地取得業務支援	公共事業の用地取得において生じる損失補償基準の疑義解決のための助言等を行い、円滑な用地取得を支援します。	○	○		・支援担当課へ随時申し込みください。			土木部 用地室	・用地取得にあたり、「○○の場合、どんな補償が必要？」などの疑問があれば、まずは気軽にご相談ください。 ・県における事例の紹介や基準の解釈についてアドバイスします。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

5 指導・助言

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局	
72	○			5 - 27	建築物の木造化・木質化に係る技術支援	公共施設の木造化・木質化に関し、計画や設計等について技術的支援(ふくしま木造化・木質化建築ガイドラインによる相談・助言)を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部	営繕課	・建築物の木造化・木質化において、悩んでいることはありませんか？ ・木造化・木質化の考え方や検討方法について、アドバイスします。
81				5 - 28	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	東京電力への自治体の損害賠償請求について、県庁での弁護士による個別相談及び弁護士が町村を訪問しての個別相談を行います。	○	○	訪問による相談は町村のみです。	・市町村財政課へ随時申し込みください。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込むこともできます。	※県庁での法律相談は相談希望日の概ね2週間前まで、訪問しての法律相談は相談希望日の概ね1ヶ月前までに申し込むこと。	企画調整部 避難地域復興局 総務部	原子力損害対策課 市町村財政課	自治体の損害賠償でお困りの点について、経験豊富な弁護士がお答えします。
83				5 - 29	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	市町村からの要請に応じて、県の推進体制や財務事務に係る具体的なチェック方法等に関する情報の提供や助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		出納局	審査課	不適切な財務事務の未然防止や再発防止に向けて、内部統制制度を導入したいが、どうしたらよいかわからない。 財務事務を対象とした内部統制制度の要点を簡潔にアドバイスします。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

6 共同発注

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局	
58				6-1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	・市町村職員の事務負担の軽減と人材の育成を支援するため、市町村の施設も含めた一体的な維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。	市	町村		支援担当課へ随時申し込みください。		土木部	建設産業室	建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている地域において、実態を把握するため、意見交換から始めます。まずはご相談ください。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

7 代行

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR		
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局		課名	
2				7-1	地方税法第739条の5に基づく直接徴収	市町村の実情に応じて、直接徴収事務を行います。		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方振興局県税部からの個別照会の際に申し込みください。</li> <li>・年度途中に同部へ随時申し込むことも可能です。</li> </ul> 【照会スケジュール】 6月中旬 照会(照会元 各県税部) 7月上旬 引受開始	○		総務部	税務課 各地方振興局県税部	個人住民税の困難案件を市町村に代わって徴収します。普通徴収分はもとより、特別徴収分も積極的に徴収します。	
3				7-2	併任による地方税の徴収支援	県職員を市町村職員と併任し、徴収事務を支援します。		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方振興局単位で開催する「地方税滞納整理推進会議地区会議」(6月～7月開催)において、照会を行います。その後、随時申し込みください。</li> </ul>	○		総務部	税務課 各地方振興局県税部	県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件を徴収します。金融機関での預金調査や関係先の検索なども行います。	
46				7-3	農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施	原則として、下記の2つの条件を満足する場合、県が事業主体となって災害復旧事業を行います。 ①国営又は県営で造成された施設 ②高度な技術を必要とする工事又は工事規模が50,000千円以上のもの		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。</li> </ul>	○		農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	気象災害の発生に伴い、被害を受けた農業用ポンプや取水堰等の復旧に困りの場合、まずは、お気軽にご相談ください。	
62				7-4	市町村道事業の県代行	過疎地域、特別豪雪地域及び山村振興地域における基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築を県が市町村に代わり行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別立法(過疎、山村、特豪)に該当する地域</li> <li>・広域的な道路、国道道を補完する重要路線</li> </ul>		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県代行による整備をご希望される場合は、まずは各建設事務所にご相談ください。</li> </ul>	○		土木部	道路管理課 (各建設事務所 企画調査課)	その道路の重要性、整備効果、技術的難度、当該市町村の財政力や技術的能力等を考慮し、代行することが適当と認められる基幹的な市町村道の「新設・改築工事(舗装工を除く。)」について、国の交付金等を活用しながら県事業として、市町村に代わって行います。まずは各建設事務所にご相談ください。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

8 広域連携

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象		申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR		
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等		個別照会 等該当	部局		課名	
34				8-1	成年後見制度地域 連携ネットワーク体 制構築支援	・市町村に対し、社会福祉士や弁護士等の専門 職を派遣して助言等を行い、体制整備を推進す る。また、市町村職員に対し、理解促進を図る研 修等を実施します。			○	○	・支援担当課からの個別照会の際に申し 込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込 むことも可能です。 【照会スケジュール】 3月中 周知・照会 4月以降 支援開始(専門職団体と協議 の上、随時)	○	保健福祉部	高齢福祉課	・成年後見制度はひとり暮らしのお 年寄りをどう守るかの有力な解のひ とつとなります。 ・高齢者等の権利や財産を守るため の中核機関(成年後見制度)整備及 び制度を必要としている人がしっかり 制度を利用できるように困難事例へ の対応を専門家とともに支援しま す。	
36				8-2	結婚支援	複数の市町村が広域で行う結婚支援事業につい て、企画に関するスタッフ派遣や相談等の支援を 行います。			○	○	・市町村支援メニューの活用フローによ る照会(年に一度)の際に申し込みくださ い。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込 むことも可能です。		保健福祉部 こども・青少年政 策課	子ども・青少年政 策課	少子化対策は結婚支援から！複数 市町村で行う婚活事業をお手伝いし ます。	
60				8-3	汚水処理事業の広 域化・共同化に係る 支援	・市町村等と連携し、事業マネジメントを行いま す。 ・計画箇所の進捗状況や先進事例などの情報共 有の場として、検討会及び方部会を開催します。			○	○	汚水処理事業を実施して いる(目指す)団体	・市町村支援メニューの活用フローによ る照会(年に一度)の際に申し込みくださ い。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込 むことも可能です。	※支援の意向等を確認 するため、汚水処理事 業の広域化・共同化計 画検討会及び方部会を 毎年開催していますの で、会議時に申し出て ください。 また、当方から働きかけ る場合もあります。	土木部 総務部 生活環境部 農林水産部	下水道課 市町村財政課 一般廃棄物課 農村基盤整備課 森林整備課	汚水処理事業の広域化・共同化計 画に基づく取組メニューを連携して 推進します。

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

9 複合型

全体 番号	新規・更新メニュー			形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法		特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
	新規	更新	更新概要				市	町村	その他の要件	スケジュール等	個別照会 等該当		部局	課名	
5		○	その他要件の緩和(削除)	9-1	消防団員確保対策支援業務	県と消防団員の条例定数充足率が低い市町村が連携し、当該市町村が抱える課題及び消防団員確保のために有効な取組について検討の上、支援策を実施し、消防団員の確保を図ります。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		危機管理部	消防保安課	地域防災力の中核を担う消防団員の確保のために、連携して取り組みましょう。	
22				9-2	生涯学習講座企画・運営支援	講座の企画に悩む市町村を対象に、近隣の市町村と連携の調整や、テーマや講師の選定に関する助言を行い、生涯学習講座の企画・運営について支援します。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		企画調整部	文化スポーツ局 生涯学習課	・近隣の市町村が連携して講座を企画・運営できるようにマッチングを支援します。 ・講師情報や講座の事例をもとに講座の企画を支援します。	
27	○			9-3	「転職なき移住」促進のための広域ワーケーションメニューの造成、首都圏等への情報発信支援	複数の市町村にまたがる広域的な「地域体験・交流型ワーケーションメニュー」を造成、招聘の自動化に向け、トライアルツアーを実施し、効果や課題を検証するとともに、首都圏等のテレワーカーへ情報発信します。	○	○	単独での県外在住者の招聘が困難な自治体の要望等に基づき、メニュー造成に係る広域的な連携が可能な地域を3エリア程度を選定します。	・R7年4月中旬頃を期限として、別途照会を发出する予定です。詳細については、支援担当課にお問い合わせください。	○	企画調整部	ふくしまぐらし推進課	移住を見据えた関係人口の創出・拡大に向けた首都圏等のテレワーカーへの情報発信を、地域体験メニューの磨き上げ、周辺地域との連携促進、首都圏等へのデジタル配信等の面から支援します。	
39				9-4	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。 ・若者Uターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。 ・企業への人材確保支援を行う際に、『感動！ふくしま』プロジェクトポータルサイトへの登録や活用についても働きかけを行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部	雇用労政課	県就職相談窓口(ふるさと福島就職情報センター、ふくしま生活・就職応援センター)の相談員の派遣など柔軟に対応します。	
40				9-5	企業誘致業務支援	企業訪問に同行し、企業ニーズを踏まえた企画提案、関係機関との調整などの伴走型支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部	企業立地課 (各県外事務所)	企業誘致の実現に向けて、一緒に汗を流します。	
44				9-6	市町村観光誘客支援	・市町村のインバウンドを含む観光誘客に関し、ワンストップで分析やアドバイスをするとともに、訪問等により、地域の観光資源の調査や磨き上げ、情報発信、受入体制、観光プロモーション、旅行者等の招請事業対応など、適宜適切な助言や支援を行います。 ・単独市町村より連携市町村による誘客が効果的な場合、広域的な取組による周遊観光の支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部 観光交流局	観光交流課	・観光誘客方法について悩んでいませんか。国内観光からインバウンドまで、しっかりと助言・支援いたします！ ・課題把握からマーケティングまで、取組段階に応じて、ニーズや課題の把握、分析、アドバイスいたします！	

## 1 採用支援

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
73	1-1	町村職員採用情報発信支援	町村職員採用情報Webサイトにより、町村職員採用の情報発信を支援します。	総務部	市町村行政課	024-521-7125	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
74	1-2	町村職員採用合同説明会・町村職員就職セミナー開催	町村職員採用のため、合同説明会や就職セミナーを開催します。	総務部	市町村行政課	024-521-7125	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
75	1-3	町村職員インターンシップマッチング支援	町村の仕事を知りたい学生等に対して、役場見学型のインターンシップ事業を実施します。	総務部	市町村行政課	024-521-7125	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
76	1-4	専門職採用支援	・専門職採用のため、業務セミナーを開催します。 ・希望する町村とともに大学等を訪問し、リクルート活動を行います。	総務部	市町村行政課	024-521-7125	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

2 研修

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
66	2 - 1	橋梁点検研修会	道路橋の点検業務の実績がある建設コンサルタントを講師として、道路橋の点検・診断技術を学ぶ橋梁点検研修会を開催します。	土木部	道路管理課	024-521-7503	shichousondou@pref.fukushima.lg.jp
68	2 - 2	土木及び建築行政に必要な専門知識習得支援	土木部専門研修のうち市町村が希望する研修コースに市町村職員が参加し、専門知識の習得を支援する。	土木部	技術管理課	研修企画:技術管理課 024-521-7460 委託先:(一財)ふくしま市町村支援機構 総務課 024-522-5123	研修企画:技術管理課 gijitsukanri@pref.fukushima.lg.jp 委託先:(一財)ふくしま市町村支援機構総務課 dobokushien@fctc.or.jp
78	2 - 3	法制執務研修会	文書法務課職員を講師とし、法制執務又は政策法務の基本研修を対面又はオンラインで開催します。	総務部	文書法務課	024-521-7050	houmu@pref.fukushima.lg.jp
79	2 - 4	会計事務研修	地方公共団体としての会計事務の基本的な進め方についての研修を開催します。	総務部 出納局	市町村行政課 審査課 各地方振興局企画商 工部市町村支援課(及 び出納室)	市町村行政課 024-521-7137 《県北地域》 県北地方振興局企画商工部 024-521-2654 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 024-935-1217 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 0248-23-1524 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 0242-29-5214 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 0241-62-5203 《相双地域》 相双地方振興局復興支援・地域連携室 0244-26-1116	市町村行政課 shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局企画商工部 kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局復興支援・地域連携室 sousou.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp
82	2 - 5	会計実地検査対応への助言	要望に応じて事前に会検対応に関する研修会を実施します。	出納局	出納総務課	024-521-7558	suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

3 職員等派遣

全体番号	形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
1	3-1	市町村税滞納整理スキルアップ支援事業	・滞納整理スキルアップアドバイザー事業 対象市町村に県職員を派遣し、滞納整理に関する助言を行います。派遣期間は1～6ヶ月程度とし、対象市町村の課題に応じます。 ・滞納整理スキルアップ研修事業 滞納整理に関してテーマを絞り、外部講師等による研修事業を行います。研修事業については1～2日程度とし、参加希望の市町村を募ります。	総務部    保健福祉部	税務課 市町村財政課 各地方振興局県税部 国民健康保険課	税務課 024-521-7069  市町村財政課 024-521-7061	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp  市町村財政課 shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
7	3-2	防災イベント等出展支援	市町村等が主催する防災イベント、防災訓練等において、マイ避難シート作成のための講習会。県が独自に開発した防災アプリ、防災VRの体験を行えるブース出展を行う(一部委託あり)。	危機管理部	危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
11	3-3	マイ避難推進講習会	主に災害リスクエリアにある町内会、行政区等各種団体に対し、マイ避難推進員または防災士が家庭等における避難計画(マイ避難シート)作成のための講習会を実施します。	危機管理部	危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
13	3-4	ICTアドバイザー派遣	市町村のICTへの取組を推進するため、専門家を派遣し解決策の提案を行います。 なお、デジタル人材の育成に特化した支援メニューを新設します。	企画調整部	デジタル変革課	024-521-7134	jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp
16	3-5	消費生活相談体制強化支援	・相談員を設置している市町村の窓口に県の相談員を派遣して巡回訪問等による支援を行います。 ・消費生活相談窓口の強化等を検討している市町村に訪問し支援を行います。 ・新任の相談員に対して、OJT研修を行います。	生活環境部	消費生活課	024-521-7737	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
17	3-6	埋蔵文化財調査技術協力	市町村埋蔵文化財調査等に係る技術協力・支援を行います。 (表面調査、試掘・確認調査、小規模な本発掘調査、資料整理・報告書作成、出土遺物の整理・保管、出土物の展示等)	教育庁	文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
18	3-7	文化財保存支援事業	市町村に存在する文化財の保存等の技術的支援を行うため、各担当が市町村の相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によっては県の担当者と専門的な知識を持った専門家が現地に赴いて指導助言を行います。	教育庁	文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
25	3-8	消費者安全確保地域協議会(見守り体制)設置支援	県の担当者が市町村へ出向き、設置要綱の策定の助言や関係者会議等での説明など、協議会設置に向けて支援します。	生活環境部	消費生活課	024-521-8195	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
29	3-9	やさしい日本語普及促進支援	近年、外国人住民が増加するうえで、やさしい日本語がますます重要とされることから、やさしい日本語の普及促進に向けた以下のイベント等にやさしい日本語の講師を派遣します。 ・窓口職員や外国人と関わる部署の職員を対象にしたやさしい日本語に関する研修 ・外国人と地域住民が参加する地域のイベント等において、生活オリエンテーション講座や防災に関する研修	生活環境部	国際課	024-521-7182	kokusai@pref.fukushima.lg.jp
30	3-10	国際交流員等による異文化・多文化共生理解促進支援	県内の学校や、公民館などに県の国際交流員やJICA海外協力隊経験者を派遣し、国際交流員の出身国の紹介や海外協力隊として活動を中心とした「国際理解出前講座」を開催し、異文化理解、多文化共生について理解を深める事業を支援します。	生活環境部	国際課	024-521-7183	kokusai@pref.fukushima.lg.jp
33	3-11	保健センター業務等支援	・県保健師を町村に派遣し、保健センター業務支援を行う。 ・保健・医療・福祉データの提供、解析など、町村の保健関係計画等の策定支援を行います。	保健福祉部	健康づくり推進課	024-521-7516	kenkou@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

3 職員等派遣

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
35	3 - 10	ケアプラン点検支援	・介護給付適正化に向け、主任介護支援専門員を派遣し、市町村(保険者)が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地からの助言を行います。(点検未着手の市町村優先) ・市町村が自立しケアプラン点検を継続して取り組めるよう作成した手引きの活用について、研修会を開催します。	保健福祉部	高齢福祉課	024-521-7746	kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp
37	3 - 11	児童虐待対応強化支援	児童相談所OB、弁護士、精神科医等をスーパーバイザーとして市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応についての助言等を行います。 (1) 市町村要対協の会議運営に関する助言 (2) 市町村要対協における登録ケースの進行管理に関する助言 (3) 市町村の相談ケースのアセスメントに関する助言 (4) その他、県子ども未来局長が必要と認めた事項	保健福祉部 子ども未来局	児童家庭課	024-521-8665	jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp
41	3 - 14	企業価値向上推進事業(ふくいろキラプロジェクト)	産学官連携チームの御用聞き訪問等により、新製品開発の促進や技術課題の解決を図るとともに、開発製品の出口支援を充実させ、新製品開発を足踏みする企業を支援する。	商工労働部	産業振興課	024-521-7283	business@pref.fukushima.lg.jp
42	3 - 15	まちなかの賑わい等の取組に係る専門家等派遣	課題に応じて専門家やまちづくりの担い手等を派遣し、商店街や市町村等との連携した取組のためのアドバイス等を行います。	商工労働部	商業まちづくり課	024-521-7299	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
69	3 - 16	景観アドバイザー派遣	景観形成の推進のため、専門家を派遣して課題解決のための助言等を行います。	生活環境部	自然保護課	024-521-7251	shizen@pref.fukushima.lg.jp
71	3 - 17	災害復旧技術専門家派遣事業	(公社)全国防災協会が実施している災害復旧技術専門家派遣制度を活用し、派遣要請のあった自治体に災害復旧技術の専門家を派遣します。 ～支援項目～ ①災害調査に関する支援 ②復旧工法に関する技術的助言 ③災害復旧に関する相談・助言(講習会の講師等)	土木部	河川整備課	024-521-7483	kasenseibi@pref.fukushima.lg.jp
77	3 - 18	自治法派遣・相互人事交流派遣	「市町村等の事務処理の能率化、合理化等」に資することを目的として、県職員を市町村等に派遣します。 ・相互理解と連携の強化及び職員の資質向上を図るため、県職員と市町村職員の相互人事交流を行います。	総務部	市町村行政課	024-521-7304	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
80	3 - 19	SDGs(持続可能な開発目標)に関する市町村職員研修等支援	支援担当課職員による基礎的な研修等	企画調整部	復興・総合計画課	024-521-7109	sougokeikaku@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

4 計画策定

全体番号	形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
4	4-1	市町村業務継続計画策定支援	依頼に応じて訪問等を行い、業務継続計画における重要6要素の策定方法に係る助言を行います。	危機管理部	危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
6	4-2	避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業	市町村における個別避難計画の作成支援を行います。	危機管理部	災害対策課	024-521-7641	saigai@pref.fukushima.lg.jp
8	4-3	地区防災計画作成支援事業	地域の自主防災組織や町内会による地区防災計画作成を促進するため、県職員や地域防災サポーターを派遣し、連携して計画作成に係る助言を行います。(令和4年度から実施事業)	危機管理部	災害対策課	024-521-7194	saigai@pref.fukushima.lg.jp
9	4-4	市町村受援計画作成支援事業	大規模災害時に他の自治体から円滑な職員応援を受けるための受援計画の作成を支援するため、県職員の訪問等により計画作成に係る助言を行います。(令和3年度から実施事業)	危機管理部	災害対策課	024-521-7194	saigai@pref.fukushima.lg.jp
10	4-5	国土強靱化地域計画改定支援	国の国土強靱化基本計画の見直しを踏まえた国土強靱化地域計画の改定を支援するため、県職員が訪問等により助言を行います。	危機管理部	危機管理課	024-521-8652	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
14	4-6	市町村男女共同参画基本計画策定・改定支援	計画の策定または改定に係る助言等を行います。	生活環境部	男女共生課	024-521-7188	danjo@pref.fukushima.lg.jp
15	4-7	市町村脱炭素計画策定支援事業	1 ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会の開催 浜通り、中通り、会津の3地方で計画策定に係る意見交換を開催し、各地域にあった施策の共有や、県との意見交換等を行います。 2 計画策定アドバイザーの派遣 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定、又は、改定する意向のある市町村に対し、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行います。	生活環境部	環境共生課	024-521-7813	ontai@pref.fukushima.lg.jp
19	4-8	総合計画策定支援	総合計画策定の支援 【支援内容の例】 ・理念(将来像)の考え方 (SDGsの取り入れ方を含む) ・主要施策の設定方法 ・指標の設定方法	企画調整部	復興・総合計画課	024-521-7109	sougokeikaku@pref.fukushima.lg.jp
20	4-9	文化財保存活用地域計画策定支援	各市町村が文化財保存活用地域計画を策定する際に助言を行います。特に、災害発生時の文化財救援活動の手順、文化財の防災・減災のための悉皆調査の実施方法、文化財浸水ハザードマップの作成方法等について、必要な支援を行います。	教育庁	文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
43	4-10	商業まちづくり基本構想の策定支援	商業まちづくり基本構想の策定に当たり、必要となる作業・手続きや構想に盛り込むべき内容についてのアドバイス等の支援を行います。	商工労働部	商業まちづくり課	024-521-7126	shouyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
54	4-11	林道施設のインフラ長寿命化対策への技術的支援	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画の立案・変更及び計画に基づく対策工事の施工における技術的助言を行います。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7430	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
63	4-12	立地適正化計画策定に係る支援	市町村決定の都市計画案件について、都市計画法に基づく協議前の段階で、技術的な助言を行います。	土木部	都市計画課	024-521-7045	toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

5 指導・助言

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
12	5-1	災害ケースマネジメント実施体制構築支援	市町村の災害ケースマネジメント実施体制を構築するため、庁内の体制づくりや、民間支援団体等との連携体制の構築について、アドバイザー派遣や県職員による助言を行います。	危機管理部	災害対策課	024-521-7641	saigai@pref.fukushima.lg.jp
21	5-2	会津大発DX人材活用実証事業	市町村と会津大学又は大学発ベンチャー企業とをマッチングし、市町村のDXや、地域課題の解決を図ります。	企画調整部	デジタル変革課	024-521-7134	jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp
23	5-3	移住相談のノウハウ習得支援	市町村による移住相談対応のノウハウ習得、スキル向上に向けて、ふくしま市町村等出張相談デスクを活用した際の移住相談対応を支援します。	企画調整部	ふくしまぐらし推進課	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
24	5-4	移住セミナー等開催支援	移住・定住促進のため、市町村が移住セミナー等を開催する際の、企画・運営を支援します。	企画調整部	ふくしまぐらし推進課	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
26	5-5	ごみの削減・資源化取組構築支援事業	市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組を行政・住民が一体となって構築するため、県職員が訪問等により支援を行います。	生活環境部	一般廃棄物課	024-521-7249	itupan@pref.fukushima.lg.jp
28	5-6	お試し移住体験のコンテンツ造成に係る助言・キーパーソンの紹介	移住を検討する方を対象としたお試し移住体験を実施する市町村に対して、県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言・相談対応におけるノウハウ提供及びキーパーソンの紹介を行います。 ※キーパーソンの紹介はふくしまと関わるRoom!サイトに掲載している方となります(https://link-fukushima.com/)	企画調整部	ふくしまぐらし推進課	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
31	5-7	野生鳥獣の被害防止を図る地域づくり支援	住民が主体となりツキノワグマ被害防止対策を実施する地域への専門家派遣などを行います	生活環境部	自然保護課	024-521-7210	shizen@pref.fukushima.lg.jp
32	5-8	希少動植物にかかる生息情報の提供・助言	公共工事予定地における希少動植物の生息情報を提供するとともに、希少動植物が生息している場合に、専門家を派遣し、配慮の仕方について助言を行います。	生活環境部	自然保護課	024-521-7210	shizen@pref.fukushima.lg.jp
38	5-9	介護保険法に基づく指導監督等にかかる市町村職員支援	指導監督等を行う市町村の職員を対象に、集団指導による講習会及び介護保険施設等への合同訪問による実地での指導を行います。	保健福祉部	社会福祉課	024-521-7807	fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp
45	5-10	農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援	市町村が実施する農地・農業用施設に係る災害発生時の技術支援を行います。	農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
47	5-11	農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務支援	市町村が実施する農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務において技術的助言を行います。	農林水産部	農地管理課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7409	nochikanri@pref.fukushima.lg.jp
48	5-12	市町村営国庫補助事業(農業農村整備事業)に係る実施設計等技術支援	市町村が実施する市町村営国庫補助事業に係る実施設計や整備工事の設計積算、現場監督等において技術的助言を行います。	農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7414	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

5 指導・助言

全体番号	形態別番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
49	5 - 13	ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援	市町村が実施するほ場整備等基盤整備事業の新規地区掘り起こしにおいて技術的助言を行います。	農林水産部	農村計画課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7406	nosonkeikaku@pref.fukushima.lg.jp
50	5 - 14	森林経営管理制度業務支援	・意向調査に向けた準備や業務委託のための設計書作成支援、説明会等での森林経営管理制度に関する説明など、技術的な業務をサポートします。	農林水産部	森林計画課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7425	shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp
51	5 - 15	ふくしま森林再生事業業務支援	・市町村が実施する森林整備計画の策定、計画策定の際の森林所有者の合意形成(同意取得)への技術的助言を行います。 ・整備工事の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7429	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
52	5 - 16	里山再生事業支援	・里山再生事業を希望する場合の地区指定の選定、事業内容等について、技術的な観点も含めて、技術的助言を行います。	農林水産部	森林保全課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7441	shinrinhozen@pref.fukushima.lg.jp
53	5 - 17	広葉樹林再生事業支援	・市町村が実施する広葉樹林再生事業計画の策定などにおいて、技術的助言を行います。 ・事業の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7429	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
55	5 - 18	林道施設災害復旧への技術的支援	・災害時の情報収集、復旧方法や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7430	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
56	5 - 19	林道整備への技術的支援	・市町村が実施する林道の計画策定や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7430	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
57	5 - 20	防災重点農業用ため池事業計画策定支援	市町村が実施する防災重点農業用ため池事業計画策定のため、技術的助言を行うとともに、地元農家等を対象とした事業説明会開催を支援します。	農林水産部	農村計画課 農地管理課 (各農林事務所農村整備部)	農村計画課 024-521-7406 農地管理課 024-521-7417	農村計画課 nosonkeikaku@pref.fukushima.lg.jp 農地管理課 nochikanri@pref.fukushima.lg.jp
59	5 - 21	建築物の再エネ・省エネ(ZEB化)技術支援	・公共施設への再エネ・省エネ導入(ZEB化)に関し、計画や設計等について技術的支援を行います。	土木部	営繕課	024-521-7527	eizen@pref.fukushima.lg.jp
61	5 - 22	土地収用法に基づく事業認定申請の手続き支援	事業認定申請手続に関する助言を行います。	土木部	用地室	024-521-7464	youchi@pref.fukushima.lg.jp

5 指導・助言

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
64	5 - 23	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	・市町村耐震改修促進計画の見直し等について助言を行う。 ・市町村施設の耐震化に係る技術的支援を行います。	土木部	建築指導課 (各建設事務所建築住宅課)	建築指導課 024-521-7523 県北建設事務所建築住宅課 024-521-2575 県中建設事務所建築住宅課 024-935-1462 県南建設事務所建築住宅課 0248-23-1636 会津若松建設事務所建築住宅課 0242-29-5461 喜多方建設事務所建築住宅課 0241-24-5727 南会津建設事務所建築住宅課 0241-62-5337 相双建設事務所建築住宅課 0244-26-1223 いわき建設事務所建築住宅課 0246-24-6134	建築指導課 kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所建築住宅課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所建築住宅課 kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所建築住宅課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所建築住宅課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所建築住宅課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所建築住宅課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所建築住宅課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所建築住宅課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp
65	5 - 24	市町村道の管理についての技術的支援	市町村道の管理(新設、改築、維持、修繕、災害復旧等)について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。	土木部	道路管理課  各建設事務所企画調査課	道路管理課 024-521-7503 県北建設事務所企画調査課 024-521-252514 県中建設事務所企画調査課 024-935-1449 県南建設事務所企画調査課 0248-23-1617 会津若松建設事務所企画調査課 0242-29-5455 喜多方建設事務所企画調査課 0241-24-5707 南会津建設事務所企画調査課 0241-62-5322 相双建設事務所企画調査課 0244-26-1228 いわき建設事務所企画調査課 0246-24-6117	道路管理課 shichousondou@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所企画調査課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所企画調査課 kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所企画調査課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所企画調査課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所企画調査課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所企画調査課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所企画調査課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所企画調査課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp
67	5 - 25	都市計画決定(変更)に係る支援	市町村決定の都市計画案件について、都市計画法に基づく県との協議前の段階で、技術的助言を行います。	土木部	都市計画課	024-521-7045	toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp
70	5 - 26	用地取得業務支援	公共事業の用地取得において生じる損失補償基準の疑義解決のための助言等を行い、円滑な用地取得を支援します。	土木部	用地室	024-521-7464	youchi@pref.fukushima.lg.jp
72	5 - 27	建築物の木造化・木質化に係る技術支援	公共施設の木造化・木質化に関し、計画や設計等について技術的支援(ふくしま木造化・木質化建築ガイドラインによる相談・助言)を行います。	土木部	営繕課	024-521-7532	eizen@pref.fukushima.lg.jp
81	5 - 28	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	東京電力への自治体の損害賠償請求について、県庁での弁護士による個別相談及び弁護士が町村を訪問しての個別相談を行います。	企画調整部 避難地域復興局  総務部	原子力損害対策課  市町村財政課	024-521-7103  024-521-7059	baishousien@pref.fukushima.lg.jp  shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
83	5 - 29	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	市町村からの要請に応じて、県の推進体制や財務事務に係る具体のチェック方法等に関する情報の提供や助言を行います。	出納局	審査課	024-521-2842	shinsa@pref.fukushima.lg.jp

6 共同発注

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
58	6 - 1	公共土木施設の維持管理に係る 共同発注支援	・市町村職員の事務負担の軽減と人材の育成を支援するため、 市町村の施設も含めた一体的な維持管理を共同で発注実施する 仕組みづくりを行います。	土木部	建設産業室	024-521-7452	kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

7 代行

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
2	7 - 1	地方税法第739条の5に基づく直接徴収	市町村の実情に応じて、直接徴収事務を行います。	総務部	税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 《県北地域》 県北地方振興局県税部 024-521-2685 《県中地域》 県中地方振興局県税部 024-935-1240 《県南地域》 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 《会津地域》 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 《相双地域》 相双地方振興局県税部 0244-26-1124 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp
3	7 - 2	併任による地方税の徴収支援	県職員を市町村職員と併任し、徴収事務を支援します。	総務部	税務課 各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069 《県北地域》 県北地方振興局県税部 024-521-2685 《県中地域》 県中地方振興局県税部 024-935-1240 《県南地域》 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 《会津地域》 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 《相双地域》 相双地方振興局県税部 0244-26-1124 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp 《いわき地域》 いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp
46	7 - 3	農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施	原則として、下記の2つの条件を満足する場合、県が事業主体となって災害復旧事業を行います。 ①国営又は県営で造成された施設 ②高度な技術を必要とする工事又は工事規模が50,000千円以上のもの	農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
62	7 - 4	市町村道事業の県代行	過疎地域、特別豪雪地域及び山村振興地域における基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築を県が市町村に代わり行います。	土木部	道路管理課 (各建設事務所企画調査課)	024-521-7503	shichousondou@pref.fukushima.lg.jp

8 広域連携

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
34	8 - 1	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援	・市町村に対し、社会福祉士や弁護士等の専門職を派遣して助言等を行い、体制整備を推進する。また、市町村職員に対し、理解促進を図る研修等を実施します。	保健福祉部	高齢福祉課	024-521-7163	koureizaitaku@pref.fukushima.lg.jp
36	8 - 2	結婚支援	複数の市町村が広域で行う結婚支援事業について、企画に関するスタッフ派遣や相談等の支援を行います。	保健福祉部 子ども未来局	子ども・青少年政策課	024-521-7198	kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp
60	8 - 3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援	・市町村等と連携し、事業マネジメントを行います。 ・計画箇所の上進状況や先進事例などの情報共有の場として、検討会及び方部会を開催します。	土木部 総務部 生活環境部 農林水産部	下水道課 市町村財政課 一般廃棄物課 農村基盤整備課 森林整備課	024-521-7515	gesuidou@pref.fukushima.lg.jp

令和7年度市町村支援メニュー【形態別】

連絡先一覧

9 複合型

全体 番号	形態別 番号	支援業務の名称	支援の内容	支援担当課等		連絡先	
				部局	課名	電話 (直通)	メール
5	9-1	消防団員確保対策支援業務	県と消防団員の条例定数充足率が低い市町村が連携し、当該市町村が抱える課題及び消防団員確保のために有効な取組について検討の上、支援策を実施し、消防団員の確保を図ります。	危機管理部	消防保安課	024-521-7190	syoubou@pref.fukushima.lg.jp
22	9-2	生涯学習講座企画・運営支援	講座の企画に悩む市町村を対象に、近隣の市町村と連携の調整や、テーマや講師の選定に関わる助言を行い、生涯学習講座の企画・運営について支援します。	企画調整部	文化スポーツ局 生涯学習課	024-521-7404	shougaiakushuu@pref.fukushima.lg.jp
27	9-3	「転職なき移住」促進のための広域ワーケーションメニューの造成、首都圏等への情報発信支援	複数の市町村にまたがる広域的な「地域体験・交流型ワーケーションメニュー」を造成、招聘の自走化に向け、トライアルツアーを実施し、効果や課題を検証するとともに、首都圏等のテレワーカーへ情報発信します。	企画調整部	ふくしまぐらし推進課	024-521-7119	fuku-telework@pref.fukushima.lg.jp
39	9-4	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。 ・若者Uターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。	商工労働部	雇用労政課	024-521-7290	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
40	9-5	企業誘致業務支援	企業訪問に同行し、企業ニーズを踏まえた企画提案、関係機関との調整などの伴走型支援を行います。	商工労働部	企業立地課 (各県外事務所)	024-521-7916	investment@pref.fukushima.lg.jp
44	9-6	市町村観光誘客支援	・市町村のインバウンドを含む観光誘客に関し、ワンストップで分析やアドバイスをするとともに、訪問等により、地域の観光資源の調査や磨き上げ、情報発信、受入体制、観光プロモーション、旅行者等々の招請事業対応など、適宜適切な助言や支援を行います。 ・単独市町村より連携市町村による誘客が効果的な場合、広域的な取組による周遊観光の支援を行います。	商工労働部 観光交流局	観光交流課	024-521-7287	tourism@pref.fukushima.lg.jp